第2回阿蘇市議会会議録

1. 平成29年6月2日　午前10時00分　招集
2. 平成29年6月5日　午前10時00分　開議
3. 平成29年6月5日　午後 2 時42分　散会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1番	立石昭夫	2番	竹原祐一
3番	岩下礼治	4番	谷﨑利浩
5番	園田浩文	6番	菅　敏徳
7番	市原　正	8番	森元秀一
9番	河﨑徳雄	10番	大倉幸也
11番	湯淺正司	12番	田中弘子
13番	五嶋義行	14番	髙宮正行
16番	阿南誠藏	17番	古木孝宏
18番	田中則次	19番	井手明廣
20番	藏原博敏		

欠席議員

15番	古澤國義

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	髙木　洋
市民部長	宮﨑　隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原　巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦　美保子
住環境課長	古閑政則	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木　仁	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	内牧支所長	本田良治
波野支所長	加藤勇二郎		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　石　嵜　寛　二　　議会事務局次長　山　本　繁　樹

書　　記　佐　藤　由　美

9.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1　報告第 5 号　専決処分の報告について

日程第 2　報告第 6 号　専決処分の報告について

日程第 3　報告第 7 号　専決処分の報告について

日程第 4　報告第 8 号　専決処分の報告について

日程第 5　承認第 6 号　専決処分の承認について

日程第 6　承認第 7 号　専決処分した阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 7　承認第 8 号　専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について

日程第 8　承認第 9 号　専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 9　承認第 10 号　専決処分した平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第 10　承認第 11 号　専決処分した平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

日程第 11　承認第 12 号　専決処分した平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

日程第 12　承認第 13 号　専決処分した平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

日程第 13　報告第 9 号　平成 28 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 14　報告第 10 号　平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 15　報告第 11 号　平成 28 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 16　議案第 40 号　阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 17　議案第 41 号　阿蘇市手数料条例の一部改正について

日程第 18　議案第 42 号　阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正について

日程第 19　議案第 43 号　阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 20　議案第 44 号　平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第 21　議案第 45 号　平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

日程第 22　議案第 46 号　平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

日程第 23　議案第 47 号　平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

日程第 24　議案第 48 号　平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

日程第 25　議案第 49 号　平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

日程第 26　議案第 50 号　平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

日程第 27　議案第 51 号　平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
日程第 28　同意第 6 号　阿蘇市農業委員会委員の任命について
日程第 29　報告第 12 号　阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
日程第 30　報告第 13 号　株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について
日程第 31　報告第 14 号　一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について
日程第 32　請願第 1 号　熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書

午前 10 時 00 分　開議

1　開議宣告

○議長（藏原博敏君）　皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。15 番、古澤國義君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがいまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1　報告第 5 号　専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第 1、報告第 5 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　おはようございます。

早速でございますけれども、議案集の 1 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第 5 号、専決処分の報告についてご説明いたします。

提案理由でございますけれども、本件は平成 27 年 11 月 14 日、新小里団地において発生しました入居者の人身事故について、平成 29 年 2 月 15 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、次の 2 ページをお願いいたします。市は次のとおり損害賠償の額と

それに伴う和解事項を決定しております。

表の１番でございます。損害賠償の相手は、記載のとおりでございます。

事故の詳細でございますが、平成 27 年 11 月 14 日午後７時ごろ、新小里団地に入居される甲が手すりをつかんだ際、手すりが外れ転倒、腰や背中等を打撲し、右足膝、左足指等に損害を負ったということでございます。

損害賠償の額でございます。市は甲に対し 35 万 5,200 円（既払金 205,200 円を含む。）を支払うということでございます。これは、施設管理者としての瑕疵について市が 10 割ということで全額を保険金で支払うものでございます。

和解事項です。１つ目は、市は、甲に対し、本件事故に関する損害賠償債務（通院交通費、付添費、治療費、慰謝料、後遺障害慰謝料、休業損害、逸失利益、将来介護費、物件損害その他の一切の損害を含む。）として、自転車の購入費用として支払った既払金 20 万 5,200 とは別に、金 15 万円の支払義務があることを認めるものとすること。

２つ目としまして、市は、甲に対し、前項の金員を、平成 29 年３月 16 日限り、甲の指定する預貯金口座に支払う（振込手数料は市の負担とする。）ものとすること。

３ つ目としまして、甲は、本件に関するその余の請求を放棄し、甲が既に切断した足指及び甲が将来足又は足指を切断する必要が生じた場合には、当該切断する足又は足指にかかる通院交通費、付添費、治療費、慰謝料、後遺障害慰謝料、休業損害、逸失利益、将来介護費、物件損害その他の一切の損害を請求しないものとすること。

４ つ目に、市及び甲は、市と甲との間には、本件に関し、その他何らの債権債務がないことを相互に確認することとしております。

補足説明を申し上げますと、この手すりが外れた原因につきましては、当該団地が平成 22 年７月に建設されたものでございますけれども、発注者に協議もなく、施工業者の判断で設置位置が変更されておりまして、取り付けが完全でなかったものと思われます。従いまして、損害賠償費用につきましては、協議により施工業者が負担することとなっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第２　報告第６号　専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第２、報告第６号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長より報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（中本知己君）　おはようございます。

報告第６号、専決処分の報告を行います。

提案理由。本件は、平成 29 年２月 20 日、阿蘇市的石において発生した車両の物損事故に

ついて、同年4月4日に示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものである。

これが、本案を提出する理由でございます。

4 ページをお願いします。市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手。記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成29年2月20日午前11時5分ごろ、阿蘇市的石107番地付近（市道的石車帰線）において、市が道路支障木の伐採作業を行うため片側通行規制とし、誘導員の指示により停止車両を通過させようとした際、突然、支障木が折れ落下し、当該車両の前面に接触、甲の所有する車両に損害を与えました。

損害倍所の額。市は甲に対し39万4,380円を支払う。市の過失割合10割でございます。

和解事項。本件事故に関して、今後、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認する。

補足説明いたします。本件につきまして事故が発生しました市道的石車帰線は、熊本地震により県道河陰阿蘇線に係る大正橋が被害を受け、交通不能となったことで、迂回路的役割を果たすこととなり、震災前と比べ交通量が非常に増加しており、特に工事用車両など大型車の通行が顕著で、離合等に支障がある状況でございます。当市道の沿線は森林が多く、中には道路へ張り出した木や道路上空の通行の支障となる木が点在しており、パトロール中において木への接触痕跡も確認できました。そのため、緊急的に建設課直営により誘導員を配置するなどの安全対策を講じた上で伐採、作業を行うこととしました。平成29年2月20日午前9時から作業を開始し､午前11時ごろ誘導員の指示により停止車両を通過させようとした際に伐採を一時中断中の木が折れ、車両、レンタカーの前面に接触し、ボンネット及びフロントガラスなどが損傷いたしました。運転手の方は東京都から観光で来られた方で、幸い人身事故には及んでおりません。同乗者はおらず、事故処理後、その車両で阿蘇くまもと空港まで移動され、東京への帰路へと着かれております。

今後、天候等も含め、安全に対する諸条件が整うなど、十分注意を払い、第三者への被害の防止に努めてまいります。

以上、ご審議の上、よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第3　報告第7号　専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第3、報告第7号「専決処分の報告について」を議題といたします。

教育部教育課長より報告を求めます。

教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　おはようございます。

報告第7号、専決処分の報告についてご説明をさせていただきます。

議案集の5ページ、6ページ目をお願いいたします。

提案理由でございますが、本件は、平成29年3月17日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、同年5月10日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

6ページをご覧いただきたいと思います。専決処分の内容でございますが、市は次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成29年3月17日午後0時30分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地（阿蘇市役所駐車場内）において、教育課職員が駐車した公用車のサイドブレーキが弱かったため、傾斜により公用車が動き出し、向かい合って駐車していた甲の車両に接触、甲の所有する車両に損害を与えたものでございます。

損害賠償の額。市は甲に対し18万9,275円を支払う。市の過失割合は10割でございます。

4、和解事項。本件事故に関して、今後、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認する。

補足説明をさせていただきます。3月17日当日は、午後11時30分ごろから12時まで市役所の公用車駐車場のほうで教育課職員によりまして公用車の点検を実施しております。一応12時まで点検をしまして、その後、教育課のほうに戻ったわけでございますが、その後、公用車の中の1台でございます2トンの給食配送車でございますが、駐車場が傾斜しておりまして、無人状態で前進をしてしまったということで、その前にありました駐車場の車に接触をしてしまったところでございます。原因としましては、点検の際のサイドブレーキの引きが甘かったんじゃないかと反省しているところでございます。二度とこのような事故が起きないように、職員にサイドブレーキまで確認徹底をすること等の指導をしたところでございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第4　報告第8号　専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第4、報告第8号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長より報告を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第8号、専決処分の報告につきましてご説明をさせていただきます。

議案集の7ページをお願いいたします。提案理由でございますけれども、本件は、平成29年3月19日、阿蘇市波野大字小地野において発生した車両の物損事故について、同年4月25日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

8ページの専決処分書をご覧ください。市は次のとおり損害賠償の額と、それに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手方でございますけれども、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成29年3月19日午後2時ごろ、阿蘇市波野大字小地野（森林基幹道阿蘇東部線）において、甲が高森町方面から自動二輪車で走行中、中央線付近に生じていた陥没箇所により前輪が落ち、タイヤが破裂し、バランスを失い山林に突っ込まれたものでございます。甲にけがはなかったものの、所有する車両に損害を与えたものでございます。

3、損害賠償の額。市は甲に対し32万1,507円を支払うものでございます。甲の損害額といたしまして、45万9,296円で、市の過失割合につきましては7割でございます。

4、和解事項といたしまして、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認するものでございます。

補足でございます。当路線は、平成19年度に全線開通いたしました路線でございますけれども、様々な種類の車両の通行が多くあります。定期的なパトロールを実施いたしまして、適宜路面の損傷箇所の補修等に努めておりますけれども、今回の車両事故を受けまして、更なる林道の事故防止対策を徹底するとともに、安全管理に努めてまいりたいと思っています。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君）　19番、井手です。甲の損害額が45万円と、市の過失割合が7割と。もうこれは全面的に道路が悪かったという気がしますけれども、市の割合7割、あと3割はどういうことでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　ただ今のご質問でございます。今回、阿蘇市の割合といたしまして7割ということで示談が成立いたしておりますけれども、保険会社等々にご協議させていただきまして、これまでの林道でございますとか、構造に対します事故の事例を鑑みまして7割という過失割合を協議の上、決定させていただいているところでございます。事例でございます。

○議長（藏原博敏君）　17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君）　けがはなかったということで、幸いであったかと思います。大体おいくつぐらいの方ですか。そして、金額が45万9,000円ということでえらい高額でございますが、その事故の損害の内容をもう少し詳しく教えてください。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　事故に遭われました方でございますけれども、大分県大分市に

在住される 30 代の方でございます。当時、高森町方面から走行されておりまして、森林基幹道の東部線の中央線にできました陥没箇所に前輪をちょうど落とし込まれまして、法定速度については速度を順守されてございましたけれども、仮に法定速度を超過した場合については、当然バイクから身を流されるような想定もあったということでございます。今回は、そういう意味で法定速度以内ということでたまたまその前輪がバーストしたわけでございますけれども、隣接する山林の手前に進入したといったところでございます。

○議長（藏原博敏君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　ちょっと質問の答えが違うような気がしますが、陥没したところに当たって事故になったのはわかります。ただ高額なので、どういう、その前輪だけの損害ですか。普通車でも 45 万円～50 万円といえば大分修理になりますので、本人にけがはなくて、バイクだけこれだけのり損害が出たということを何ですかというお話です。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　大変失礼いたしました。

バイクの前輪のホイール、それからタイヤ、それからフレームのひずみが出たということで、そちらのほうも含めまして 45 万 9,296 円の修理代の見積もりをもって過失割合を決定させていただいたところでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

お諮りいたします。日程第 5、承認第 6 号「専決処分の承認について」から、日程第 12、承認第 13 号「専決処分した平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに後異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議がないものと認めます。よって、承認第 6 号「専決処分の承認について」から、日程第 12、承認第 13 号「専決処分した平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 5　承認第 6 号　専決処分の承認について

○議長（藏原博敏君）　日程第 4、承認第 6 号「専決処分の承認について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 6 号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案集 9 ページをお願いいたします。提案理由でございます。本件は、平成 29 年 3 月 21

日、阿蘇市一の宮町中通におきまして発生しました公用車の物損事故につきまして、同年 5 月 1 日に示談が成立、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、10 ページをお願いいたします。和解の内容でございます。損害賠償の相手につきましては、記載のとおりでございます。

事故の詳細につきましては、平成 29 年 3 月 21 日午前 10 時ごろ、阿蘇市一の宮町中通（市道下西河原塩井線、有限会社高宮クレーン工業倉庫付近）におきまして、ほけん課職員の運転する公用車が走行中、前方に乙の運転するミキサー車が停車しておりまして、雨天により視界が悪かったため、公用車をそのミキサー車後部に停車したところ、乙が車両を後退させ、公用車に衝突し、市の所有する公用車に損害を与えたものでございます。

損害賠償の額といたしましては、甲は市に対し 14 万 249 円を支払う。市の損害額 14 万 249 円につきましては、公用車の修理代及びレンタカーの借上料でございます。甲の過失割合が 10 割ということで、次に和解事項でございます。本件事故に関して、今後、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認しております。

以上でございます。市の過失がないということで示談が成立しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 6 号を採決いたします。承認第 6 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、承認第 6 号は、承認することに決定いたしました。

日程第 6　承認第 7 号　専決処分した阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 6、承認第 7 号「専決処分した阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました議案集の 11 ページ、承認第 7 号、専決処分した阿蘇市個人情報保護条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、本件につきましては、個人情報の保護に関する法

律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づきまして報告し、その承認を求めるものであります。

12 ページをお願い申し上げます。専決処分書でございます。阿蘇市個人情報保護条例の一部を改正することについて、特に緊急を要するため、議会を収集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分を行っております。4 月 28 日付けで専決処分を行っていただき、5 月 30 日から施行を行っております。

改正の詳細につきましては、13 ページをお願いいたします。まず第 2 条でありますけれども、この第 2 条につきましては、阿蘇市個人情報保護条例に規定されております用語の定義が記されております。その中の第 6 号、情報提供等記録、これにつきまして括弧内の文言、これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む第 31 条の 2 においても同じということが新たに追加になっております。

31 条の 2、これにつきましては、情報提供等記録の提供先への通知について記載されている文言でありますけれども、「若しくは」以降が追加されております。上位法の改正に伴いまして、準用する規定が盛り込まれましたために阿蘇市の条例を専決にて改正をさせていただいたところでございます。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、承認第 7 号を採決いたします。承認第 7 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、承認第 7 号は、承認することに決定いたしました。

日程第 7　承認第 8 号　専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 7、承認第 8 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　議案集の 14 ページをお願いいたします。承認第 8 号、専決処分

した阿蘇市税条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしまして、本件は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

15ページをお願いします。専決処分書でありますけれども、阿蘇市税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。3月31日付けで専決処分を行いましたので、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、地方税法の第3条におきまして、地方公共団体はその他の地方税の税目、課税客体、課税標準税率、その他賦課に係る定めをする場合には、地方公共団体の条例によって定めるもの、そういうふうに記載がされております。今回の上位法であります地方税法の改正に伴いまして、本条例のうち条例の本則を9本、附則を11本改正するものになってきます。非常に量が多うございますけれども、概略を簡単に説明させていただきたいと思います。

新旧対照表を24ページ以降に付けておりますので、お願いを申し上げます。

まず、第33条の改正でございます。これにつきましては、市民税の所得割の課税標準について記されているところであります。中段以降、ただし第1号に掲げるということで下線部が引いてある部分が新たに今回の法律の改正に基づき追加になっております。特定配当等及び特定株式等譲渡取得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して市長が課税方式を決定できること、これを今回明確化されたことになっております。

めくっていただきまして、25ページ中段付近になってきます。第34条の9、これにつきましても前の第33条の条例改正に伴う所要の規定の整備であります。

30ページをお願いします。中段からやや上、第61条についてご説明を申し上げます。これにつきましては、固定資産税の課税標準について記されているところでありまして、今回新たに法の改正によりまして震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について、今回規定が盛り込まれたものであります。

31ページから32ページに掛けてご説明を申し上げます。

まず31ページの中段から上、第63条の3が記されております。31ページにつきましては、ちょっと簡単な文言の字句の訂正になっておりますが、32ページ目の中段やや上、下線部がある部分について説明を申し上げます。これにつきましても、法の改正によりまして、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年分に限り所有者の申し出により従前の供用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定が今回盛り込まれております。

33ページ、一番下の段をお願いしたいと思います。一番下に附則と書いてありますけれども、附則ということで附則につきましても11本改正がなされております。その代表的なものを数点ご説明申し上げます。

34ページ目の一番上、第8条になってきます。第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に掛かる市民税の課税の特例。これまで、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきましては、適用年限、平成30年度までとされていたところでありますけれども、これを3年間延長しまして、平成33年度までとなっております。

35ページ、下の方になります。第10条の3についてご説明を申し上げます。第10条の3は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようする者がすべき申告について記載されているところでありまして、今回、法の改正によりまして、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとするものが提出する申告書について規定がなされているところでございます。

39ページをお願いいたします。39ページの第16条の下になります。第5項、6項、7項についてご説明を申し上げます。消費税の8%から10%への先延ばしが決定されておりますけれども、これに併せて軽自動車税のグリーン化特例について適用年限をそれぞれ2年延長するものになっております。

非常に多くの条例改正になっておりますけれども、いずれにつきましても上位法であります地方税法が改正されたことに伴って市の税条例を改正するものになってきます。

以上、説明を終わります。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今回の議会が報告と承認、専決が非常に多いように感じられます。できることならですね、こういった、例えば31日に出して4月1日に施行するぎりぎりじゃなくて3月議会に上程できないものかと思うんですが、この上位法の地方税法が変わって通達があって、どのぐらいの期間があったのか。これをちょっとお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　税務課長。

○税務課長（藤井栄治君）　ただ今の質疑にお答えいたします。

この地方税法の改正につきましては、平成29年の3月31日に閣議決定いたしまして、4月1日から改正ということで、専決処分をさせていただいたものになります。今回の6月定例議会で上程させていただきました。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第8号を採決いたします。承認第8号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、承認第8号は、承認することに決定

いたしました。

日程第８　承認第９号　専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第８、承認第９号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　議案集の46ページをお願い申し上げます。承認第９号、専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしまして、本件につきましても、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

47ページ、専決処分書をお願い申し上げます。阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第１項の規定により次のとおり専決処分を行いました。３月31日付けで専決処分をさせていただきまして、施行につきましては４月１日からの施行といたしているところであります。

改正の詳細につきまして、48ページ、新旧対照表についてご説明を申し上げます。上位法であります地方税法が改正されたことに伴いまして、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定基準額の変更になってまいります。まず26万5,000円、この金額が27万円に変更になったこと、また第３号でありますけれども、48万円、これが49万円ということで上位法が変わりましたので、今回国民健康保険税条例を改正いたしております。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

４番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　これも先ほどと同じですが、31日に閣議決定されて、４月１日施行ということで通達が31日に来て、これも阿蘇市においても４月１日ということですかね。金額も上位法で定められたから、そのまま来たということですね。ちょっとそのスケジュール的なものがどうかなと思うんですが、この金額になることによって国民健康保険全体は影響はあるんでしょうか。大丈夫なんでしょうか。今までがちょっと経営といいますか、なかなか値上げもしたりとかして大変だったと思うんですけれども、そこの見込みというのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　税務課長。

○税務課長（藤井栄治君）　税務課のほうからちょっとお答えしたいと思います。

今回の改正におきまして、一応軽減判定の所得ということで、７割、５割、２割ということ

がございまして、そこの5割の分が27万円になりました。2割の部分が48万円から49万円になりましたということで、軽減措置ということで低所得者に対して優しいこういう改正になったということになります。ほけん課のほうから見通しについて。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　お答えいたします。

今回の改正につきましては、世帯所得の軽減基準を定めるものでございまして、軽減世帯が増えるということになります国保会計の影響につきましては、軽減分につきましては別途保険基盤安定繰入金ということで県が4分の3、また市町村が4分の1を別途公費で賄うという仕組みになっておりますので、今回の法改正が直接影響するということはございません。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第9号を採決いたします。承認第9号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、承認第9号は、承認することに決定いたしました。

日程第9　承認第10号　専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第9、承認第10号「専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第10号、専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊1をお願いいたします。

1ページでございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9,581万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ278億5,256万1,000円といたしております。この下の第2条繰越明許費補正につきましては6ページで、さらに一番下の第3条地方債補正につきましては7ページ、8ページで説明をいたします。

6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。一番上の表になります。款5農林水産費、事業名担い手確保経営強化支援事業補助金につきましては7,435万円、款8消防費、事業名熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金につきましては300万円、

款 10 災害復旧費、事業名阿蘇体育館災害復旧事業につきましては 368 万 4,000 円、以上 3 つを新たに追加いたしております。真ん中の表でございますが、款 4 衛生費、事業名災害廃棄物処理事業ほか 2 件につきましては、右端の欄にありますように繰越額の変更をいたしております。一番下の表になりますけれども、款 10 災害復旧費、事業名自然公園施設災害復旧費負担金（草千里給水施設）につきましては、補正前の金額に書いております 7,755 万 2,000 円を 29 年度へ全額繰り越すことにしておりましたけれども、年度内に査定額が決定いたしまして減額したんですけれども、年度内に精算のほうが完了いたしましたので、繰り越し承認をいただきましたこの全額を廃止したということでございます。

7 ページをお願いいたします。第 3 表地方債の補正でございます。これが 1 ページにありました第 3 条の地方債補正分でございます。7 ページから 8 ページまで 19 事業ございますが、それぞれ事業費の確定による財源調整を行って起債額の変更を行ったものでございます。一番下の一般単独災害復旧事業（本庁舎）については、被災箇所のみが復旧事業の対象とならないために一般単独災害復旧事業での対応を取りやめたことによって廃止を行ったものでございます。

12 ページをお願いいたします。歳入でございます。後ほどの歳出とともに主なもののみ説明をいたしますが、すべて事業確定による財源調整でございます。

款 1 市税、目 2 法人、これにつきましては説明にありますように市民税の法人税割と均等割が共に減収になりましたので、総額で 5,272 万 9,000 円の減額を行っております。この下の款 2 地方譲与税、目 1 地方揮発油譲与税から 13 ページの款 8 自動車取得税交付金、下から 2 つ目です。目 1 自動車取得税交付金までについては、それぞれ定められた率が乗じられて阿蘇市のほうに交付されるものでございまして、交付額の確定に伴い増減の補正を行ったものでございます。ご覧になっているとおわかりいただけると思いますが、自動車に関するもの以外はすべて減額となっております。特にこの 13 ページの上から 2 つ目、目 1 地方消費税交付金につきましては、熊本地震の影響だと思いますけれども、大幅な減となっているところでございます。

13 ページの一番下の段の表でございます。同じ款の目 1 地方交付税につきましては、3 月の特別交付税額が確定をいたしましたので 8 億 6,172 万 1,000 円を計上いたしております。この結果、説明の欄にありますけれども、特別交付税額の総額が 18 億 4,449 万 6,000 円、地方交付税の総額は 74 億 607 万 5,000 円となっております。

15 ページをお願いいたします。真ん中より下のほうでございます。目 9 災害復旧費国庫補助金でございます。節 4 文教施設災害復旧費補助金として、説明の欄に、上から 2 つ目になります。公立社会教育施設災害復旧費補助金、減額で 1 億 4,770 万 2,000 円とありますけれども、この大幅な減額につきましては歳出のほうで説明をいたします。

16 ページをお願いいたします。真ん中の部分になります。款 15 県支出金、目 2 民生費県負担金につきましても、先ほどと同じように歳出のほうで説明をいたしたいと思います。

19 ページをお願いいたします。上から 2 つ目の表、款 17 寄附金でございます。目 1 総務費寄附金、いわゆる支援金と言われるものでございます。今回 4,311 万 2,000 円を追加いた

しまして、累計で8,689万6,000円となっているところでございます。その下の款18繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、今回の地震の対応ということで、基金を取り崩して繰り入れを予定しておりましたけれども、結果、事業採択や補助率のかさ上げ等々、市の負担が少なくて済みましたので取り崩しを止めたということでございます。

20ページをお願いいたします。市債でございます。先ほど7ページから8ページに掛かけて地方債の補正で説明したものの事業ごとの内容を示したものでございます。

21ページをお願いいたします。下から2行目になりますが、19の災害復旧事業と災害廃棄物処理事業を合わせ3億1,650万円の減額を行って、総額35億3,260万円といたしております。

22ページをお願いいたします。ここから歳出になります。一番下の款3民生費、目1災害救助費でございます。この22ページから24ページの下のほうまで続きますけれども、これが16ページの歳入にあった災害救助費負担金3億6,824万4,000円の県支出金の減額分でございます。これの内容につきましては、その災害発生から復旧までの応急的な期間に必要な経費につきましては、件数も量も全く見込むことが困難でございますので、かなり予算を過大に計上せざるを得ません。ですので、この説明の内容にありますように、避難所に要する経費や住宅の応急修理など各項目あるんですけれども、実際に使用のなかった不用額を減額して計上いたしているものでございます。

25ページをお願いいたします。一番下のところになります。款4衛生費、目14災害廃棄物処理費につきましては、28年度の査定額が確定いたしましたので1億2,605万9,000円を減額いたしております。

26ページをお願いいたします。26ページの下のほうになります。款5農林水産業費、目2林業振興費でございます。節8報償費につきましては、地震の影響で有害鳥獣、捕獲頭数が減少したことにより減額を行っているものでございます。

27ページをお願いいたします。一番上です。同じ目の節19負担金補助及び交付金については、間伐の供給に対して補助が行われているといったものですけれども、県の補助金が引き下げられておりますので、併せて減額を行ったものでございます。

28ページをお願いいたします。一番上の表でございます。款7土木費、目3下水道費です。これにつきましては繰り出しを行ってはおるんですけれども、災害復旧に関し、この繰り出しを行う必要が生じましたので、総額で6,990万8,000円を繰り出しておるところでございます。

30ページをお願いいたします。こちらも一番下になります。款9教育費、目2体育施設費でございます。これは、説明の欄にありますが、熊本地震の影響によってアゼリア21の料金収入が大幅に減少いたしております。ですので、管理業務に係る委託料を増額しているところでございます。

32ページをお願いいたします。款10災害復旧費の目3保健体育施設災害復旧費でございます。節15工事請負費の2億2,326万1,000円の減額でございます。これは、15ページの歳入で1億4,700万円ほどの国庫補助金が大幅に減額されるといったものでございまして、

この理由といたしましては、農村公園あぴかの災害復旧工事の入札におきまして、低価格入札となりました。ですので、工事請負費額も合わせて減額を行ったものでございます。

このページの下をお願いいたします。項6のその他公共公用施設災害復旧費の目4観光地域振興施設等災害復旧費でございます。節19負担金補助及び交付金に1,703万円の減額を書いておりますが、これは繰越明許費のところで7,750万円の廃止を行っているということに関連するものでございまして、この説明の欄に6,052万2,000円引く7,755万2,000円と書いてありますが、この7,755万2,000円がもともと全額繰り越す予定でございました。査定で1,700万円の減額があって、6,050万2,000円で確定いたしております。ですので、負担金として入れましたので繰り越しを行わなかった、廃止したということでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　まず25ページの廃棄物処理委託料ですが、これは3月31日、補正予算なので大体金額が確定しているんだろうと思うんですが、先ほど全協で説明いただいた10ページの処理費の24億円と数字が違うので、これは5月25日現在と書いてありますが、その処理費用の金額の違いをちょっと説明をお願いします。

それと、22ページの国民健康保険事業特別会計繰出金で、職員給与分と書いてありますが6,400万円になっております。これもほぼ確定だと思うんですけれども、これは市役所内に保険業務をされている職員がおられてそこに繰り出しているということだろうと思うんですけれども、大体何人おられて、どこに何人ずつ配置されているのか。その人の配置について説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君）　ただ今のご質問にお答えいたします。

先の全協のほうでご説明をさせていただきました災害廃棄物の処理費用、こちらにつきましては、未了分を含めた実績見込み額でございます。今の一般会計の補正予算書で説明をさせいただきました予算額につきましては､国の査定を終えた平成28年度の査定額をそのまま予算額としているものでございまして、そのため金額に開きがございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　国保特別会計の繰出金、職員人件費につきましては、国保会計で7名の職員分でございます。内訳としましては、国保年金係と、あとそれに伴う保健センターの保健師の人件費でございます。人数については、あとで確認させてください。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第10号を採決いたします。承認第10号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、承認第10号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、暫時休憩をいたします。なお、11時10分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時59分　休憩

午前11時10分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10　承認第11号　専決処分した平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第10、承認第11号「専決処分した平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　お疲れでございます。

資料は別冊2をお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第11号、平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。本予算は6号補正でございます。第1条にございますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,684万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億2,889万2,000円といたしております。

内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細のほうでご説明いたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。款3国庫支出金、目2災害復旧費国庫補助金につきましては、一番上の表でございます。これまで査定用の設計委託につきましては、補助対象外で災害復旧債の記載で計上しておりましたけれども、今回2分の1の国庫補助となりましたので928万7,000円を計上しております。

2番目の表でございます。目1災害復旧費国庫負担金につきましては、繰り越ししました災害復旧工事やこれに附随しました工事、また災害調査委託等の補助対象範囲の精査を行いまして3,204万円減額いたしております。

3番目の表でございます。款5繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、災害に関連しました路面復旧、応急仮設の維持経費、各利用者宅への接続管の修復や災害応援派遣等の

財源としまして6,909万8,000円を増額しております。

一番下の表、款8市債、目2災害復旧債につきましては、補助率の決定、災害復旧関連事業量の減や入札謝金等、その他災害復旧事業全般にわたる精査によりまして、既定の額から300万円を減額いたしております。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。款5災害復旧費、目1災害復旧費、主なものとしましては、まず節13の委託料、汚水管渠災害復旧設計委託料でございますけれども、設計変更等も予想されておりましたが、平成28年の実績精査といたしまして1,140万円を減額いたしております。

次に、節15工事請負費でございますが、説明の2番目の阿蘇市幹線管渠仮設ポンプ設置工事の2,591万7,000円の減額につきましては、工事の繰り越し等により、まだ仮設施設の撤去をしておりませんですので、撤去費につきましては平成29年度の対応ということで減額したものでございます。

その下の阿蘇市公共下水道汚水管渠本復旧工事につきましては、現在工事の進捗は約2割程度で、今後工事変更等による増減も考えられますけれども、平成28年度末での精査ということで8,733万8,000円を減額しております。一番下の節の19負担金補助及び交付金につきましては、災害支援をいただいていますものに関する経費でございます。派遣元の負担等により減額するもの、その他精査によりまして762万2,000円を減額いたしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、承認第11号を採決いたします。承認第11号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、承認第11号は、承認することに決定いたしました。

日程第11　承認第12号　専決処分した平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第11、承認第12号「専決処分した平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ご説明の前に、先ほどの谷﨑議員のご質問を調べてまいりま

したので、お答えしてよろしいでしょうか。国保特会の人件費につきましては7名分ということで、その内訳につきましては、国保年金係4名、それに保健師1名、それに税務課の賦課担当1名、徴収担当1名の合計7名でございます。

それでは、ただ今議題としていただきました承認第12号、平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊3をお願いいたします。1ページをお願いいたします。本予算は、第5号補正となります。年度末の財源等の調整を要したために、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

第1条です。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ9,370万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ42億9,027万円と定めました。

4ページをお願いいたします。歳入です。款1国民健康保険税につきましては、平成28年度調定額が確定いたしましたので、過不足額を調整し、合計1,409万5,000円を増額しております。

5ページをお願いいたします。款4国庫支出金及び下段の款5療養給付費等交付金、それに6ページの款7県支出金につきましては、平成28年度交付額の確定によりまして、それぞれ過不足額を増減し、調整しております。

8ページをお願いいたします。歳出です。歳入確定によりまして、財源変更と保険給付費が確定いたしました。それに伴う予算の調整を行っております。主なものといたしましては、中段の款2保険給付費、項1療養費につきまして8,169万7,000円を減額しております。

続きまして、項2高額療養費につきまして1,630万9,000円を減額しております。これは、主に被保険者数が500名近く減っております。その影響によるものでございます。

10ページをお願いいたします。款11予備費では、547万6,000円を増額し、合計2,884万3,000円といたしました。平成28年度におきましては、赤字も覚悟していたところでございますが、なんとか予備費に2,800万円余り計上することができました。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、承認第12号を採決いたします。承認第12号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、承認第12号は、承認することに決定いたしました。

日程第 12　承認第 13 号　専決処分した平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 12、承認第 13 号「専決処分した平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました承認第 13 号、平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 4 の 1 ページをお願いいたします。本予算につきましては、第 5 号補正となります。年度末の財源等の調整を要しましたために、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

第 1 条です。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 1 億 370 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 33 億 7,869 万 6,000 円と定めました。

5 ページをお願いいたします。歳入です。款 1 保険料につきましては、平成 28 年度調定額が確定しましたので、その収入を見込み 1,385 万 9,000 円増額としております。

続きまして、款 4 国庫支出金及び款 5 支払基金交付金、6 ページの款 6 県支出金につきましては、平成 28 年度交付額の確定によりましてそれぞれ過不足額を増減し、調整しております。

7 ページをお願いいたします。歳出です。款 8 予備費に歳入補正分を全額増額計上しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終了します。

これより、承認第 13 号を採決いたします。承認第 13 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。従って、承認第 13 号は、承認することに決定いたしました。

日程第 13　報告第 9 号　平成 28 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第 13、報告第 9 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君）　ただ今議題としていただきました報告第9号、平成28年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案集の49ページをお願いいたします。

初めに提案理由でございますが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

繰越明許費の内訳につきましては、50ページをお願いいたします。この表の左から4列目に金額を記載しておりますが、この金額につきましては、平成28年度の予算審議の中で繰越明許として承認の議決を得た額となります。その右の翌年度の繰越額につきましては、ご承認をいただいた左の金額が事業の完了等によって翌年度への繰越額が確定いたしましたので、総額で75億5,400万円ほど繰り越しをいたしているものでございます。

右の財源内訳につきましては、今申しました翌年度の繰越額の内訳となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　9番、河﨑です。

今､説明がありました50ページの民生費のところですけれども､老人ホーム建設1億6,000万円は予算を知っておりますけれども、その中で内訳が一般財源が800万円、その他となっておりますけれども、その他の財源の内訳はなんでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（山口貴生君）　ただ今のご質問でございますが、この財源につきましては、起債の金額でございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第9号は、これで報告を終わります。

日程第14　報告第10号　平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第14、報告第10号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　ただ今議題としていただきました報告第10号、平成28年度阿蘇市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

議案集の 51 ページを御願いいたします。提案理由でございます。本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

次の 52 ページをお願いいたします。繰越明許費繰越計算書でございますけれども、繰り越しました翌年度繰越額 2 億 5,388 万 7,000 円につきましては、すべて昨年の熊本地震災害に伴います下水道施設災害復旧工事を繰り越したものでございます。内容につきましては、管渠の災害復旧工事が 9 件、処理場の災害復旧工事が 1 件、計 10 件を繰り越しております。完了予定としましては、早いものは 6 月末、遅いものでも本年 12 月末と見込んでおります。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 10 号は、これで報告を終わります。

日程第 15　報告第 11 号　平成 28 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第 15、報告第 11 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君）　議案書 53 ページでございます。ただ今議題としていただきました報告第 11 号、平成 28 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明いたします。

提案理由は、本件は建設改良費の一部について、年度内竣工が困難となったため、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき事業の繰り越しを行ったもので、同条第 3 項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものです。

内訳が 54 ページです。款、上水道事業資本的支出、事業名、災害復旧事業、予算計上額 2 億 8,560 万円、翌年度繰越額 2 億 4,200 万円。繰り越し理由といたしまして、熊本地震による広域的な災害であり、道路、下水道、農地等の他事業との調整に不測の日数を要したためであります。

続きまして、款 2 簡易水道事業資本的支出、事業名、災害復旧事業。こちらも予算計上額が 2 億 3,750 万円、翌年度繰越額 8,500 万円。理由としましては、上水道事業と同じ理由でございます。

続きまして、事業名、小池地区配水管布設替工事、予算計上額 200 万円、翌年度繰越額 200 万円。繰り越し理由といたしまして、県道内牧坂梨線道路嵩上げ工事に伴う配水管の布設替工事であり、本体工事である県工事が繰り越しとなったため、本工事も繰り越すものです。災害復旧事業、上水道につきましては、件数が 13 件、年内の工事完了を予定しております。簡易水道の災害復旧事業については件数が 10 件です。こちらも年内の完了を予定しておりま

す。

説明については以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 11 号は、これで報告を終わります。

日程第 16　議案第 40 号　阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 16、議案第 40 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　失礼いたします。

ただ今議題としていただきました議案第 40 号､阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、提案理由といたしまして、本件は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会委員の公選制が廃止、農地利用最適化推進委員制度が導入されたため、本条例の一部を改正するものであります。

内容といたしまして 55 ページにございますとおり、上の表が旧でございます。農業委員会会長 25 万 1,000 円、副会長 22 万 6,000 円、委員 22 万 6,000 円、これを指針といたしまして会長 30 万円、副会長 26 万 4,000 円、委員 26 万 4,000 円。それと今回新たに適用されました農地利用最適化推進委員が年額 21 万円でございます。

附則といたしまして、全委員の任期が 7 月 19 日に終了しますことから、適用は施行といたしまして 29 年の 7 月 20 日からということでございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行いますが、議案第 40 号から議案第 51 号までの質疑は、ご承知のように会期中の日程に従い、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

それでは、これより質疑を行います。

市原正君。

○７番（市原　正君）　7 番の市原です。

報酬の改定ということですが、これは阿蘇市独自のものなのか。あるいは、その他の市町村との全国平均みたいなものがあるのか。そのあたりの答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君）　農業委員会事務長。

○農業委員会事務局長（園田達也君）　農業委員会事務局長の園田でございます。代わって答弁いたします。

まず、阿蘇市のこの今回提案しております農業委員推進委員さんの報酬ですが、これは阿蘇郡のほかの委員会の報酬を大体協議しながら、あと熊本県の農業委員さん、推進委員さん、さらに市だけの報酬、こういうものをいろいろ検討した上でですね、大体農業委員の市の平均であれば33万円程度ございます。県の平均にしても25万7,000円ほどが平均値でございますが、そういうのを基にして、阿蘇市では26万4,000円を提案させていただいております。

それから、推進委員が今度新しく初めてなもんですから、これも県内の今までのほかの市の平均、市の平均では30万6,000円ほど金額も上がっておりますが、県の平均の22万9,000円、このあたりを参考にさせていただいて、今回、21万円という数字を提案させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第17　議案第41号　阿蘇市手数料条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第17、議案第41号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　お疲れさまです。

ただ今議題とさせていただきました。議案第41号、阿蘇市手数料条例の一部改正についてご説明をいたします。

議案集の58ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、59ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。これは、第2条関係にございます。今回、カードの名称の錯誤がございましたので、右側にあります改正前の阿蘇市住民カードという部分を左側にあります改正後、阿蘇市民カードに訂正するものでございます。なお、カードの運用、それと手数料については、変更はございません。それと、一番下の住民基本台帳カード、この部分につきましては、マイナンバーカードの導入に伴い、新たに住民基本カードの発行が生じなくなったために削除するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第18　議案第42号　阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第18、議案第42号「阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正につい

て」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　失礼いたします。

議題としていただきました議案第42号について説明いたします。これは、阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正でございます。

提案理由といたしまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございますが、内容といたしましては、使用料の減免規定がなかったために新たに追加するものでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○２番（竹原祐一君）　このはな阿蘇美の条例、ちょっと引っかかる点がありますのでお聞きしたいんですけど、現在、はな阿蘇美の販売ですね、販売部分が木之内農園に委託されているという形で聞きましたけれども、実際、今のはな阿蘇美の条例自体、この販売部分をそういう形で委託できるのか、それも条例で制定する必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　まちづくり課の荒木でございます。私のほうからご説明申し上げます。

今現在、農産物直売所については、議員の質問のように木之内農園がされております。内容としましては、行政財産使用ということで、はな阿蘇美条例のほうに行政財産使用があります。行政財産使用ということで、今現状、農産物の直売所を使用されているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第19　議案第43号　阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第19、議案第43号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　ただ今議題とさせていただきました議案第43号、阿蘇市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、

ご説明をいたします。

議案集の 63 ページをお願いいたします。提案理由でございますが、本件は特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

64 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。新旧対照表の受給資格等の確認という部分がございます。それの第 8 条中、「場合は」の次に新しく「必要に応じて」という文言を加え、また 4 行目の支給認定書の次に括弧書き以降の文面を加えるものでございます。これは、すべて上位法の改正に伴う分でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中あと 15 分程度ございますが、次の議案の説明が長引きそうですので、この辺で午前中の会議を留めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、午後 1 時から再開をいたします。

午前 11 時 50 分　休憩

午後 1 時 00 分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

日程第 20　議案第 44 号　平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 20、議案第 44 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君）　お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 44 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊の 5 をお願いいたします。1 ページでございます。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億 439 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 188 億 7,651 万 4,000 円としております。

この下の第 2 表地方債補正につきましては、5 ページのほうで説明をいたします。

5 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正でございます。上の表の 2 つにつきましては、事業費の確定により起債額の変更を行っております。下の表、追加で書いてあるものにつきましては、今回予算計上いたしましたそれぞれの事業の財源として起債を追加しているものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。これ以降の歳入と歳出につきましては、主なもののみの説明とさせていただきます。

上から2つ目の表でございます。款13使用料及び手数料、目5商工使用料につきましては、今年度はな阿蘇美を直営で運営いたしますので、直売所の使用料とバラ園の入場料を歳入として見込み、計上いたしております。

9ページをお願いいたします。上から2つ目の表でございます。款15県支出金、目2民生費県負担金につきましては、節の7に災害弔慰金負担金として1,687万5,000円を計上いたしております。これにつきましては説明の欄にありますように、災害弔慰金の負担金として6名分、今後災害関連死として見込まれる6名分の金額2,250万円、この4分の3を歳入として計上いたしております。

一番下になります。款15県支出金、目7教育費県委託金につきましては、歳出のほうで説明をいたしたいと思います。

10ページをお願いいたします。上の表でございます。款16財産収入、目1財産貸付収入、これにつきましては、3 月議会において旧慣による公有財産の使用権の一部変更についてご承認をいただきました分でございます。説明にありますように、蔬菜園芸として年間の貸付料を算定し、計上いたしております。

11ページをお願いいたします。款21市債でございます。第2条地方債補正して、5ページで説明いたしたものの内容でございます。下から2行目に市債の合計額を記載しておりますけれども、2億5,000万円を追加して、14億8,740万円といたしております。

12ページをお願いいたします。歳出になります。歳出ではそれぞれの項目で人件費に関するもの、これらが数多く出てまいります。これにつきましては、本年4月の職員の定期異動によって生じました人件費の調整費でございます。ですので、内容につきましてはこの場での説明を省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。下の方になります。款2の総務費、目17波野支所整備費でございます。これにつきましては、熊本地震以降、波野支所施設が使用ができなくなったことにより、移転新築のための本年度庁舎設計業務と地質調査業務、合わせて1171万7,000円の業務委託を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。17ページは一番下になります。款3民生費、目1災害救助費でございます。歳入で説明いたしました災害関連死の認定審査会に係る分、1 の報酬でありますとか、9 の費用弁償等々、会場使用料等の予算を計上しているほかに、扶助費として関連死が見込まれる6名の方の災害弔慰金として2250万円を計上いたしております。

その下の款4衛生費、これにつきましては、下から2つ目ですね、目6環境政策費でございます。節19負担金補助及び交付金に占用水道施設整備事業補助金として300万円を計上いたしております。これにつきましては、老朽管の布設替えを行います鷲の石占用水道につきまして、事業の補助を行うものでございます。要項に基づき、上限額の300万円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。款5農林水産費でございます。目1農業委員会費に節1報

酬等、9 の旅費に予算を計上いたしておりますが、この内容につきましては、先ほど議案第40 号で提案いたしました報酬額の改定に伴って予算を計上しているものでございます。

22 ページをお願いいたします。真ん中から下の部分でございます。同じ款の目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金につきまして 5,073 万 7,000 円を計上いたしております。説明欄の上から順に説明をいたしますが、一番上の生産総合事業補助金（強い農業づくり交付金）につきましては、アスパラガスの施設園芸農家が設置する連棟ハウスにつきまして、2 分の 1 補助される国庫補助事業でございます。

2 つ目の阿蘇地域農林業振興連携事業負担金（地方創生交付金）につきましては、この地方創生交付金を活用いたしまして阿蘇地域農林業の後継者不足解消や経営の安定を図るために行う事業の農業関係分の負担金でございます。

3 つ目の阿蘇火山防災園芸対策事業費補助金につきましては、降灰による農作物の減収分の補てんとして、施設を導入する際に補助されるものでございます。

同じ款の目 5 の農地費になります。節 13 委託料とし、分筆登記業務委託料（ふるさと農道分）として 1,100 万円を計上いたしております。これにつきましては、農道整備に係ります用地の測量でありますとか、分筆登記に要する費用として予算を計上いたしております。

このページの一番下になります。項 2 林業費の目 2 林業振興費でございます。節の 19 負担金補助及び交付金に 3,572 万 2,000 円を計上いたしておりますが、説明の欄の上の分ですね、くまもとの森林利活用最大化事業補助金につきましては、これまで間伐の供給安定化対策として出荷に要する経費の一部を補助としていたものでございます。

その下の阿蘇地域農林業振興連携事業負担金につきましては、先ほど目 3 の農業振興費で説明いたしました振興連携事業の林業分の負担金になります。

23 ページをお願いいたします。上から 2 つ目の款 6 商工費でございます。目 3 観光振興費です。節の 13 委託料に 1,000 万円を計上いたしております。これにつきましては、サイクルツーリズムを創出する受け皿づくりなどの仕組みの構築等々、復興応援キリン絆プロジェクト熊本支援事業を活用して取り組む事業でございます。

節 19 負担金補助及び交付金の阿蘇市「草・観・然」活性化事業補助金につきましては、地方創生推進交付金事業を活用して継続して取り組んでおります事業でございまして、本年度につきましては 4,342 万 8,000 円を計上いたしております。

24 ページをお願いいたします。同じ款の目 5 夢の湯管理費でございます。節 13 委託料として 300 万円を計上いたしておりますが、この委託料につきましては平成 28 年度に行った施設点検調査によりまして、一体的な施設の改善を行う必要があることが判明いたしましたので、改修を行うための設計委託でございます。

続いて、このページの一番下でございます。目 9 地域振興対策費、節 19 負担金補助及び交付金に 9 月 24 日にＮＨＫのど自慢の公開番組が予定されております。ですので、この準備に係る実行委員会への補助金として 421 万 8,000 円の予算を計上いたしております。

25 ページをお願いいたします。款 7 土木費でございます。目 1 土木総務費、節 19 負担金補助及び交付金の説明欄の一番下でございますが、宅地耐震化推進事業補助金として 4,100

万円を計上いたしております。これにつきましては、三野、中通、狩尾、以上3地区の滑動崩落防止対策として実施される擁壁工事に補助を行うものでございます。

このページの一番下になります。項2道路橋梁費、目1道路維持費でございます。節15工事請負費に今年度につきましては社会資本整備事業として、内牧中央線などの維持工事分を5,950万円、総額で1億3,050万円を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。目2道路新設改良費でございます。同じく節15工事請負費についてでございます。説明の欄に幹線道路支線分として5,550万円を計上いたしておりますが、本年下西河原塩井線など、この予算を使いまして3路線ほどを予定しているところでございます。

一番下の目3橋梁費でございます。節の13委託料に西小園橋などほか2件を補修詳細設計として1,150万円、15m未満の点検整備として3,050万円、合計で4,600万円を社会資本整備事業分として計上いたしております。

27ページをお願いいたします。橋梁費の続きでございます。節15工事請負費に中門橋などの橋梁維持工事費を社会資本整備事業として1,360万円、総額で5,360万円を計上いたしております。

2つ目の表になります。項3河川費、目1河川事業費でございます。節15工事請負費につきましては、河川の改修工事分として8,800万円を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。このページの一番下になります。目2住宅建設費の節15工事請負費でございます。市営住宅整備事業ストック改善工事として3,600万円を計上いたしておりますけれども、これにつきましては市営住宅であります坊中南住宅の水洗化を図る工事などとして予算を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。真ん中から下の部分にございます。款9教育費、目2事務局費でございます。まず、この説明欄を上からちょっと見ていただきたいんですけれども、「業務改善加速化事業」と書かれたものがいくつも見受けられます。これは31ページに渡って続くんですけれども、これにつきましては、今年度モデル事業として取り組むことにしております、学校現場における教職員の負担軽減が児童生徒の学力向上にどれだけ影響を与えるか、そういったことを検証する事業でございまして、本年度阿蘇市が取り組むことにしているものでございます。予算の総額は726万8,000円ということで計上いたしております。

31ページをお願いいたします。項2小学校費、目1小学校管理費でございます。節15工事請負費に414万円を計上いたしておりますが、これにつきましては阿蘇西小学校の仮校舎として現在使用しております旧尾ヶ石東部小学校につきまして、必要な改修工事を行うものでございます。

34ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目2農業施設災害復旧費でございます。節15工事請負費につきましては、査定後湧水の被害が生じました農地など単独災害復旧として対応するために3,000万円を計上いたしております。その下の節19負担金補助及び交付金につきましては、被災した農家が自ら復旧するための経費について、1箇所当たり20万円を上限に補助を行うものでございます。この2つにつきましては、復興基金分でございます。

35 ページをお願いいたします。同じ款の目 1 河川等災害復旧費でございます。節 15 工事請負費に河川の災害復旧工事で被害が増破した復旧区間に隣接する箇所の対応分として 2,000 万円を計上いたしております。

このページの一番下でございます。項 4 文教施設災害復旧費、目 2 社会施設災害復旧費、節 19 負担金補助及び交付金の 3,898 万 8,000 円につきましては、説明欄の 3 つ目の事業、国指定文化財災害復旧事業費補助金を除き復興基金を使って地区の公民館とお堂や神社などの地域のコミュニティ施設、市指定の文化財につきまして復旧修理を行う地区に対して補助を行うものでございます。

3 行目の国指定文化財につきましては、阿蘇神社と隼鷹天満宮でございます。

36 ページをお願いいたします。項 6 その他公共公用施設災害復旧費、目 3 消防防災施設等災害復旧費、節 19 負担金補助及び交付金につきましては、地震によって被災し、格納庫と詰め所の建て替えを行います乙姫地区の消防施設について、復興基金の 200 万円を含んで補助を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○３番（岩下礼治君）　23 ページです。観光振興費の中の「草・観・然」活性化事業補助金ですが、私、今まで何度かこの 4,300 万円という数字は毎年同じ額のようですけれども、どういう団体にいくらぐらい出ているのか。それから、補助金ですから補助率はどれぐらいで出しているのか。伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　今年度の事業費につきましては、同じようにということでありますけれども、ちゃんと積み上げているところではございます。本年度の事業費につきまして申し上げます。まず 4,342 万 8,000 円の内訳でございますけれども、まず然の事業のほうに 2,070 万円、それとグリーンストックさんのほうに委託して草原保全活用事業というものを 420 万円で委託しております。それと、残る 1,850 万円でございますけれども、旅館組合さんの鉱泉源のレジオネラ菌とかの調査とか、いろんな誘客事業、そういったものに 1,280 万円補助を出しております。それと、今度はサイクリングの子供用のマウンテンバイクのコースをつくったらどうかということ、それに 400 万円予定しております。それとジオパークの負担金、以上で構成されておりまして、地方創生推進交付金の申請につきましていは、然の事業とグリーンストックさんにお願いしました草原活用の事業について、この 2 つを申請させていただきました。この 2 つが補助対象の項目でございましたので、この 2 つを申請して 2 分の 1 の補助が付いて 1,245 万円となっております。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

4 番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　谷﨑です。

まず、14 ページの波野支所整備費で、全協のときに何で災害復旧でやらないのかという質問がありましたので、もう一度それに対して説明をお願いしたいと思います。

そして、災害じゃなくて庁舎を建てるということになると、単独事業ということでやるのか、補助金か何か付くのか、その説明をお願いします。

次に、20 ページの病院郡輪番制病院運営事業補助金ですが、過年度の歳入を見たら結構国のほうから高額な補助金が出ております。これは国の制度だと思うんですけれども、今、医療センターができまして救急の対応もしております。そこで、医療センターと輪番制度、うまく整合性を持ってやっているのか。例えば内科医がいるときには外科医が輪番で空いているとか、そういった形の組み合わせをされているのか、うまくやっているのか、そこについて、少し説明をお願いします。

次が 35 ページの地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金、復興基金分ですが、これについては各地域道路沿いの記念碑が倒れたりとか､神社の鳥居が倒れたりとかしております。そこで各区長さんが修繕をお願いしたいと来ていると思います。その中で、要は文化財でないからだめだという答えも聞いたりとかしますが、そこらあたりの基準というのはつくっておられるのか。それについてお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　3 点質疑がありました。順次、答弁をお願いします。

波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君）　波野支所です。お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

まず、波野支所庁舎につきましては、補助金等がないのかということに関しましては、庁舎建設がらみの補助金というのは基本的にございません。今回、地震災害によるその庁舎の復旧等につきましては、一般単独災害復旧事業債というのがございます。これにつきましては、同じ場所で、同じ規模で原形復旧が基本でございます。今回の地震におきましては、基の規模より少し面積を広げてもいいというような増床部分が一部緩和されているところではございますが、ただし波野支所庁舎につきましては、利便性を考えて元の場所と違う場所に計画をしておりますので、この単独災害復旧事業債というのは対象となりません。現在、合併特例債で考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　病院郡輪番制病院運営事業補助金につきましては、こちらは阿蘇圏域の休日夜間の救急医療の確保のため、4 つの救急告示病院に対応いただいております。その事業費につきましては、阿蘇郡市 7 市町村で案分して負担いただいております。その負担金を阿蘇市が受け入れて、そしてその年間の実績に応じてその救急告示病院のほうに支出しているということになります。休日とか夜間の救急医療の確保ということで、4 つの救急告示病院といたしまして、阿蘇医療センター、それと阿蘇温泉病院、それに小国公立病院に、大阿蘇病院ですね。それと立野病院がございました。立野病院につきましては、ご承知のとおり昨年の地震で被災しております。その関係で、今回、平成 28 年度分については、その分についてここで償還金として計上させていただいているような状況でございます。夜

間休日におきましては、必ず1箇所は内科、外科がそこで当番をしていただいているという状況でございます。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　地域コミュニティ施設等の再建支援事業についてご説明をさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、熊本地震復興基金活用事業ということで、熊本地震により被害を受けた地域集落におけるコミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建を支援していくということで、神社仏閣を含めて対象には取り組むことができますが、事業主体は行政区になります。ですから、行政区のほうで修理をしますという形で区長さんが代表して申請して取り組むという場合については、この事業に載せていけるということになります。それぞれ3月中に文書をお出ししまして、4月の区長会の総会のときにも一応ご説明はしているところです。現在、上がっている部分につきまして、17行政区から今上がってきているところでございます。またこれから先も修理をしたいという希望があるところが随時手が挙がってくると思っております。それぞれの行政区のケースに応じまして、区長さんと協議しながら取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　波野支所については、過疎債というのは使われないのか、お尋ねします。

それと輪番制の件については、私は当番医のほうとダブって考えていましたので、それとは違うということに認識しました。その当番医と、阿蘇市だったら医療センターとか、そういったところの組み合わせは、会議とか打ち合わせとかされているのかについてお尋ねします。

それと、震災のこの復興基金の件については、まだ区長さん方に理解が進んでないようです。それで、よく詳しく教えていってあげたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君）　波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君）　庁舎建設にあたって過疎債はということでございますけれども、庁舎の建設自体が過疎債に該当しないということでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　輪番制については、先ほど申し上げたとおり、休日夜間を阿蘇圏域の2次救急指定病院4箇所ということで、あと日曜祝日の当番医につきましては、こちらは初期救急ということで医師会さんのほうに委託しております。日曜祝日の当番医ということで、7市町村で案分して委託料という形で支出しております。制度的に別なものと考えていただいて結構かと思います。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　地域コミュニティの再建支援につきましては、3月から通知をしながら周知をしているところでございますが、一応施設の建て替え、修繕等につきまして

は、2 分の 1 以内ということで上限が 1,000 万円までの補助が可能ということになっております。今後とも、全区長さんあてに通知等を出しながら、再度周知の徹底を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　7 番、市原正君。

○７番（市原　正君）　7 番の市原です。

24 ページ、25 ページの件、2 つ質問しますが、24 ページ、移住定住交流関連助成事業補助金というのがありますけれども、これの内容説明を求めます。

それから、25 ページは宅地耐震化推進事業補助金 4,100 万円、これは、どういった事業なのか。その点の説明を求めます。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　24 ページ、移住・定住・交流関連助成事業補助金ということで、これにつきましてはＮＰＯ法人田園空間博物さんのほうが事業主体となりまして、今回の事業内容としましては、サイクリングで来られた方、その方たちの自転車を止めるスタンド関係であったり、工具ですね、それとか空気入れ、そういった分を整備するという形で事業計画がなされておるということになります。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　宅地耐震化推進事業補助金の説明でございますが、既存の補助事業の拡充制度分でございまして、もともと 5m以上の 5 戸以上というのが緩和されまして、2m以上、2 戸以上になりまして、公共の道路、国・県道、市道とか避難道路あたりに接続して公共性が高いものという事業でございまして、今 4 件ほど該当する分がございます。

○議長（藏原博敏君）　市原正君。

○７番（市原　正君）　今、建設課長の答弁ですけれども、この耐震事業というのは、以前県の補助は 50 万円以上あるといったやつとは違うわけですか。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　それとは違います。そちらのほうは、被災宅地復旧支援事業という事業名で、別事業でございます。

○議長（藏原博敏君）　13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君）　29 ページの業務改善加速事業のモデル事業ということですが、阿蘇市がモデルに選ばれた理由ですね。それと、内容の詳しいことを少しお願いします。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　今回、モデル事業ということで手を挙げさせていただきましたけれども、学校現場における業務改善加速事業ということで、非常に学校においては先生方のいろんな多様化する学校の課題に対応するため、長時間労働が問題となっております。これは、部活動の指導も含めてですけれども、昨年度のストレスチェック診断においても月に 100 時間を超えている方々は 33 名、80 時間を超える方は 100 名を超えるようにいらっしゃい

ますし。そういった中で、負担軽減を図るために今回取り組んでいきたいということで、特に教頭先生、あるいは担任の先生が給食費とか校納金とか、そういう会計処理も全部されておりますけれども、そういったものをある程度学校の事務の先生方に総合会計システムを入れながら、ソフトを導入しながら改善を図っていけないかとかですね、そういった研究に取り組んでいきたいということであります。この事業の照会がありまして、全国的にはなかなか手が挙がってないのが現状でありますけれども、熊本では阿蘇市が申請して採択されているところでございます。今年からそういった研究調査を取り組んでいくということで、一応3年程度は見込まれておりますけれども、まずは1年間の事業採択を受けているところであります。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君）　22ページの農地費の委託料、ふるさと農道分ということで1,100万円出ています。これをもう少し詳しく場所等を教えてください。

それと、24ページののど自慢の実行委員会費、これは阿蘇にも何回か来ておると思いますが、以前ありましたですかね。これの要するにのど自慢はこっちから呼んだのか、向こうから来られるのか、この実行委員会たるものはどういうことでなったのか、説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　ただ今の農地費の分筆登記業務委託料分でございます。こちらのほうがふるさと農道整備事業ということで計画路線でございまして、2路線、3箇所の分が該当箇所でございます。1路線目の中江の通迫四ッ堀線でございます。それから、もう1路線でございますが、南油町の椎茸工場側路線、それから南側路線の、合わせまして2路線の3箇所でございます。こちらのほうの事業実施前の分筆登記を行うことで、事業が円滑に実施できるというところで実施させていただくものでございます。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　ＮＨＫのど自慢実行委員会の補助金につきましては、平成24年の水害のときにも一度開催されております。今回につきましても、熊本地震の復興ということでＮＨＫのほうから話があっておりまして、阿蘇の復興につながるものということで受け入れをしているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君）　古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君）　向こうから来られるということですよね、今ののど自慢関係は。実行委員会は、どういう形になっているんですか。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　すみませんでした。事務局につきましては、今から構成をするということになりますが、ＮＨＫ関係と行政関係で実行委員会を立ち上げる形になるかと思います。今回についても、ＮＨＫ側からお話があっているということになります。

○議長（藏原博敏君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　その前のふるさと農道分の油町の分、そこをもう少し詳しく教えてください。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　南油町の路線でございますけれども、場所的には一の宮の東京応化の北側に位置するところでございます。そちらのほうに南北線、それから途中、市の旧椎茸工場ということで、阿蘇市の同和対策事業で整備しました施設跡地でございますけれども、そちらを起点といたしまして、東側に南北線ということで、この 2 路線を今回分筆登記をさせていただく経費でございます。

○議長（藏原博敏君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　今のやつは、向こうの道につなぐわけですか。その東側の道路にというやつは。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　東西線につきましては、既存の東側にございます市道のほうにつなげる計画でございます。

○議長（藏原博敏君）　6 番、菅敏徳君。

○６番（菅　敏徳君）　6 番議員、菅でございます。

25 ページの款の土木費、道路維持費、工事請負費として 1 億 3,050 万円。これは、道路維持工事として書いてありますが、この路線は内牧千丁線と思われますが、この内牧千丁線の総合的な計画と、今、進捗率をちょっとお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　質疑にお答えいたします。

路線の内訳としましては、千丁線分は入っておりません。内牧中央線、街中の内牧幹線 4 号と黒川の激特で終了しました護岸の防護柵ですね､このあたりの費用で上がっております。社会資本整備で行う分でございます。

○議長（藏原博敏君）　7 番、市原正君。

○７番（市原　正君）　先ほどの古木議員の関連ですけれども、ＮＨＫののど自慢の実行委員会ですね。これ、毎回ＮＨＫはやっているときに、のど自慢毎週毎週移動していますけれども、その全部の町、あるいは市がこういった実行委員会を立ち上げ補助金を全部出しているということですか。これは阿蘇市に限って出すわけですか。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　これにつきましては、各自治体、やはり実行委員会を立ち上げて負担金が発生しているようでございます。詳細については手元にございませんが、費用が、市町村から負担金が出ているというのは確認をしております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君）　19 番、井手です。

26ページの工事請負費、これは幹線道路支線3箇所、西小園、下西河原3箇所ということで聞いております。これと、公有財産購入費、この幹線道路、支線850万円。その下の補償補てん及び賠償金ということで、これは幹線道路ということでございますけれども、幹線道路がまだ何箇所かできておりません。その辺で、この補償補てん及び賠償金はどこの辺を 8ｍされるのか、幹線道路をされるのか。それとその上2点、説明をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　ご質疑にお答えいたします。

補償補てんにつきましては、下西河原塩井線の終点側であります内牧坂梨線側に土地改良のポンプがございまして、このポンプを補償移転するという費用でございます。

それと、工事請負費、公有財産購入費につきましても、下西河原塩井線、池田赤溝線、成川中通線にそれぞれ投資する予算でございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

18番、田中則次君。

○18番（田中則次君）　一つお尋ねします。28ページなんですが、南住宅の水洗化ということでございますが、私、南住宅、特別詳しいことではございませんけど、大体建って何年ぐらいになるのか。

それと、現在住まわれている方が何戸あるかということも聞きたいんですよ。というのは、結構古いんじゃなかろうかという認識を持っております。やっぱり将来に向けて少し具体的に建て替えとか、そこら辺の方向性のほうが、かえっていいんじゃなかろうかと思いますので。

○議長（藏原博敏君）　住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　ただ今の質問でございます。坊中南住宅に関しましては、昭和36年ごろから、一番新しいもので昭和49年ごろまで建設されたものでございます。順次、古いものは空いたところから解体等をやってございますけれども、今回、水洗化事業を行いますのは、比較的新しい部分でございます。木造の一戸建てが特に古いので、そちらは整備をしないで、長屋の簡易平屋建ての部分を整備します。主に西側の分を下水道事業に併せて水洗化を図るものでございます。入居の状況につきましては、概略40戸弱、30から40の間の方が入居されているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君）　田中則次君。

○18番（田中則次君）　今の話を聞きますと、結構古い住宅のように見えます。私も1回か2回しか行ったことございませんが。そういうことで、40戸と言われますと3,600万円、1戸当たり100万円係るわけよね。やっぱりそういうことも含めて、住宅、私は住宅についてあんまり戸数が多いということでいつも思っとるわけですが。そんなことをやっぱり将来的なことも考えながら計画を立てていただきたいということで、進言だけをしておきます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

日程第 21　議案第 45 号　平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 21、議案第 45 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　お疲れでございます。

ただ今議題としていただきました議案第 45 号、平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

別冊の 6 をお願いいたします。

1 ページでございます。本予算は、1 号補正でございます。第 1 条にございますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 5,612 万 8,000 円を追加しまして、7 億 2,307 万 5,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。浄化センターの改築更新事業におきましては、長寿命化計画に基づきまして、平成 25 年度から進めておりますけれども、下水道の改築工事ということで特殊機械の更新となります。そのほとんどが受注生産となります。今回の計画の水処理設備と電気設備工事では、工場製作でも 15 箇月以上必要とするものもございます。従いまして、平成 29 年度から平成 30 年度までの 2 箇年の施工となりますので、平成 30 年度施工分の 1 億 5,000 万円として計上させていただいております。

なお、計画では今年が 9,000 万円、来年度が 1 億 5,000 万円、合わせて 2 億 4,000 万円と予定をしているところでございます。

8 ページをお願いいたします。歳入でございます。一番下の表でございます。款 3 国庫支出金、目 1 下水道事業費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金事業としまして、管渠整備分、処理場の改築更新分、それと防災安全交付金事業としまして、処理場の耐震設計分を合わせまして 1 億 2,950 万円を計上しております。

9 ページをお願いいたします。下の表の款 8 市債、目 1 下水道事業債につきましては、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金事業に対する起債として 1 億 980 万円を追加しております。同じく目 2 災害復旧債につきましては、国庫支出の対象とならない小規模な災害復旧工事などに、それに対する起債としまして 1,600 万円を計上しております。

11 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 2 事業費、目 1 下水道事業費につきましては、節 13 委託料 1,840 万円の増額につきましては、処理場の管理等が耐震基準を満たしておりませんので、その詳細設計に関する経費を計上しております。

節 15 工事請負費につきましては、昨年度予定しておりました黒川地区、成川地区、その他の汚水管渠整備に関する工事費を 1 億 3,700 万円として計上しております。

次の 12 ページをお願いいたします。款 5 災害復旧費、目 1 下水道施設災害復旧費につきましては、補助対象とならない小規模な災害復旧の工事費としまして 1,600 万円を計上してお

ります。主なものは、局所的な被災の復旧、被災度合いが小さい管渠、マンホールの復旧と、その他、下水道管が起因した路面被災の復旧等でございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22　議案第 46 号　平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 22、議案第 46 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました議案第 46 号、平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 7 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。第 1 条です。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 451 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 42 億 3,390 万 7,000 円と定めました。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金といたしまして 451 万 1,000 円を増額しております。こちらにつきましては、人事異動に伴います人件費を調整するもので、この補正額全額を下の段、歳出の総務費、目 1 一般管理費に充当しているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　この特定財源その他の事項で 451 万 1,000 円上げてありますが、私の認識では一般会計繰入金は一般財源と思っていたんですけれども、この一般財源とその他の特定財源、どこがどう違うのか、説明をお願いします。

それと、保険税が入ってきていると思うんですが、決算の内容でちょっと保険税がどこに収入として入ってきているかを探しきれませんでしたので、この保険税がどういう形で収入として入ってきているのか、その説明も併せてお願いします。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　一般会計繰入金につきましては、特定財源のその他ということで、今回は職員給与分としての特定目的に充当すべき財源となります。特会上の一般財源となりますと保険税とか、あと予備費になります。

それと保険税につきましては、今回補正には出てきておりませんが、当初予算上で各種費目に充当しております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 23　議案第 47 号　平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 23、議案第 47 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました議案第 47 号、平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 8 をお願いいたします。

1 ページです。第 1 条、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 494 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 31 億 1,757 万 8,000 円と定めました。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 8 繰入金、目 3 その他一般会計繰入金といたしまして 494 万 3,000 円を減額しております。人事異動に伴います人件費を調整するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費に、先ほど歳入同額を減額しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、2 時 10 分から再開いたします。

午後 1 時 59 分　休憩

午後 2 時 10 分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

日程第 24　議案第 48 号　平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 24、議案第 48 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました議案第 48 号、平成 29 年度

阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊9をお願いいたします。

1ページをお願いします。第1条、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ312万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億1,253万9,000円と定めました。

4ページをお願いいたします。歳入です。款の4繰入金につきましては、人事異動に伴う人件費といたしまして262万8,000円を増額しております。

次に、款6諸収入で、目1保険料還付金及び目2還付加算金といたしまして、合わせて49万6,000円を計上しております。この保険料還付金につきましては、広域連合の電算処理システムの設定自体に誤りがあり、つまり、これは平成20年度の制度発足以来、全国的に計算ミスがあったということで、保険料の過大、または過小に徴収していたことが判明しました。これは、昨年の12月厚労省の方から発表されております。本市の対象者につきましては20名いらっしゃいますが、こちらの方々、多く徴収していた分、これを返還するための予算措置となります。

申し訳ありません。1箇所訂正をお願いいたします。ただ今の諸収入1保険料還付金45万4,000円のところの保険料還付金が節のところが95万4,000円となっております。大変失礼しました。45万4,000円と訂正方よろしくお願いします。申し訳ありません。

5ページをお願いいたします。歳出です。款1総務費、一般管理費に、先ほど人件費相当分を計上しております。それに款4諸支出金におきまして、先ほどの歳入補正計上分を増額しているというところでございます。

説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第25　議案第49号　平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第25、議案第49号「平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君）　ただ今議題としていただきました議案第49号、平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について説明を申し上げます。

別冊の10をお願いいたします。

1ページでございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,847万9,000円といたしております。

4ページをお願いいたします。歳入でございます。この13万2,000円につきましては、先ほど一般会計補正予算で説明をいたしました蔬菜園芸関係の分でございます。それぞれ財産の貸付収入が確定いたしましたので、規定に基づきました率の分をこの特別会計に繰り入れ

るものでございます。

5ページでございます。歳出でございます。繰り入れた13万2,000円のうち、目の1諸費として、中荻の草牧野組合へ4万4,000円の補助を行います。残りの8万8,000円につきましては、真ん中の目1財産管理費で財源の変更を行って、最終的に目1予備費に8万8,000円を計上いたしているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第26　議案第50号　平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第26、議案第50号「平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君）　失礼します。ただ今議題としていただきました議案第50号、平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について説明させていただきます。

別冊11でございます。

7ページからの明細書でご説明いたします。今回の補正予算は、当初予算が骨格予算であったため、主に工事関係の予算を計上しております。

8ページです。収益的収入、款1上水道事業収益及び2簡易水道事業収益、節補助金、災害復旧事業国庫補助金を上水道610万円、簡易水道40万円、それぞれ増額補正しております。

以上、既定の予算額に650万円を増額し、合計5億1,311万6,000円としております。

続きまして9ページです。支出、款、上水道事業費、2番の簡易水道事業費、目、総経費、双方ともに4月人事異動に伴う職員給与等の補正でございます。既定の予算額に166万円を増額し、合計4億8,976万4,000円としております。

10ページです。資本的収入、款、上水道事業資本的収入、節、企業債、上水道施設災害復旧事業災害復旧債を5,120万円増額補正しております。節、工事負担金、下水道工事に伴います負担金を1,100万円増額補正しております。節、国庫補助金、上水道施設災害復旧事業国庫補助金を1億9,913万円増額補正しております。

款2簡易水道事業資本的収入、節、企業債、簡易水道施設災害復旧事業、簡易水道統合整備事業の起債を1億1,550万円増額補正しております。節、国庫補助金、同じく簡易水道施設災害復旧事業、簡易水道統合整備補助事業の国庫補助金を9,486万2,000円増額補正しております。

以上、既定の予算額に4億7,169万2,000円を増額し、合計4億9,975万2,000円としております。

11ページです。支出、款、上水道事業資本的支出、節、工事請負費、殿塚導水管、大正橋

橋梁添架部の災害復旧工事ほかを 7,300 万円増額補正しております。節、委託料、内牧第 2 期改修工事設計業務委託ほかを 2,100 万円増額補正しております。

款、簡易水道事業資本的支出、節、工事請負費、内牧狩尾連絡区間新設工事、簡易水道の統合整備事業です。1 億 3,950 万円増額補正しております。

以上、既定の予算額に 2 億 3,800 万円を増額し、合計 4 億 3,553 万円としております。

説明については、以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 27　議案第 51 号　平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 27、議案第 51 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 51 号、平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算につきましてご説明させていただきます。

別冊 12 をご覧ください。1 ページでございます。本予算は、第 1 号補正になります。当初予算が骨格予算でありましたので、資本的経費の補正といたしまして、資本的支出の建設改良費 1,200 万円を増額し、その合計を 1 億 2,039 万 9,000 円といたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を 9,354 万 5,000 円に変更し、過年度分損益勘定留保資金で補てんをさせていただくことにしております。

詳細につきましては、5 ページをご覧ください。資本的支出の款、項 1 建設改良費になります。節 1 建物工事費でございますが、400 万円計上しておりますが、これにつきましては通年ベースの額でございます。患者様の利便性の向上のための施設設備に係る工事及び職員の労働環境整備のための工事費用でございますが､今年度予定の主なものといたしましては､検査室が機器の発熱により室温がかなり高くなるもんですから、その空調工事を予定しております。

その他の工事については、必要がある中で優先順位を付けて執り行う予定でございます。

次に、目、固定資産購入費、節、医療機器等備品購入費でございますが、800 万円を増額させて 1,000 万円とさせていただいております。こちらにつきましても、1,000 万円の額については例年ベースの額なんですが、こちらにつきましては採用採択の基準といたまして、労力の省力化、安全性向上を目的とした機器整備、患者サービスを目的とした機器整備、老朽化に伴う機器更新ということにつきまして、例えば電動ベッドが老朽化に伴い更新の必要があればということで予算の範囲の中で優先順位を付けさせていただきまして執行を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。日程第 28、同意第 6 号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議ないものと認めます。よって、同意第 6 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 28　同意第 6 号　阿蘇市農業委員会委員の任命について

○議長（藏原博敏君）　日程第 28、同意第 6 号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　それでは、ただ今議題としていただきました同意第 6 号、阿蘇市農業委員会委員の任命について、ご説明いたします。

まずは、提案理由でございますが、阿蘇市農業委員会委員の任期満了（平成 29 年 7 月 19 日）に伴い、農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法令第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

そこに記載してございます人員が 19 名でございます。これらは、農地面積等により法的に求められた数値になっております。ちなみに、この中で 19 名中 13 名の方が認定農業者ということでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　これ農業委員会の大きな枠といいますか、どこの地域が何人、女性枠が何人とか、そういった枠組みについて説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　基本的には、枠組み等は農業委員については取り立てて求めてないところでございます。これは、先ほど報酬のほうで出ました推進委員のほうは、枠組み等が求めてございますが、今回は公職選挙法の廃止に基づいてですね、基本的にはそのようなものはないようになっております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第6号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議ないものと認めます。従って、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第29　報告第12号　阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君）　日程第29、報告第12号「阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

経済部まちづくり課長の説明を求めます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　それでは、ただ今議題としていただきました報告第12号、阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、ご説明申し上げます。

資料につきましては、別紙13をお願いいたします。開けていただきまして、1ページをご覧ください。事業報告書となります。(1) の概況をご説明申し上げます。①の阿蘇神社周辺の整備用地の売買について、阿蘇市との土地の売買及び阿蘇市からの借入金の償還事務をいたしました。②阿蘇市土地開発公社の解散について。解散の認可申請を行い、解散認可の通知を受けましたので､公社の解散並びに清算人の登記をいたしました｡③清算結了について。解散並びに債権の申し出の催告を官報にて報告いたしましたところ、債権の申し出がありませんでしたので、諸経費等を精算し、残余財産を阿蘇市に帰属いたしました。

3ページからの決算内容と詳細につきましては、前日の全員協議会でご報告しておりますので、省略させていただきます。

決算の精査結果としましては、890万1,953円の残余財産がありましたので、これを公社定款第26条第2項の規定により阿蘇市へ全額支払いし、帰属いたしております。

監査報告等につきましては、17ページに記載しております。なお、今後の予定としましては、清算結了の登記、熊本県知事へ清算結了の届け出をすることとなります。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第30　報告第13号　株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君）　日程第 30、報告第 13 号「株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君）　お疲れさまです。

報告第 13 号、株式会社ＡＳＯワークネットの経営状況を説明する書類の提出について、説明させていただきます。

資料につきましては、別冊 14 という形になっております。

資料をまず開いていただきまして、事業報告でございます。1 ページのほうにありますように、業務請負といたしまして、阿蘇山上の公園道路をはじめ 4 つの業務請負、それから指定管理事業といたしまして、阿蘇市の阿蘇体育館をはじめとする 5 つの施設を業務指定管理事業として受けさせていただいております。

財政の状況ですが、2 ページ目を開いていただきまして、中程に第 10 期の決算状況を示させていただいております。収入が合計 2 億 43 万 2,215 円、支出が 2 億 119 万 9,079 円ということで、収支が 76 万 6,864 円のマイナスということになっております。また、固定資産の計上額が 59 万 1,799 円ございますので、当期純利益がマイナスの 17 万 5,065 円となっております。

以上、業務についての説明をさせていただきました。貸借対照表等の資料につきましては、先日の全員協議会のほうで説明させていただいておるところでございます。9 ページ目のほうに請け負いさせていただいた 9 つの施設の状況ごとに追加資料を付けさせていただいております。

また、最後のページ、10 ページになりますが、監査の報告について、適法正確であるということで監査役からの意見をいただいておるところでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（藏原博敏君）　書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 31　報告第 14 号　一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君）　日程第 31、報告第 14 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君）　報告第 14 号、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況

を説明する書類でございます。

資料のほうは別冊 15 ということになります。

資料を開いていただきまして、まず第 1 番目の事業報告でございます。平成 24 年から一般財団法人という形を取りまして、指定管理者制度による施設の管理が 6 年目となります。会員数も 2,900 名を超えて運用を行っておるということでございまして、自主事業のほうがＩＴサポート事業ということで、電話等でのお問い合わせが 700 件を超えてサポートの事業を行っております。また、地域システム管理事業ということで、公共施設の予約システムや安心安全メール等々、そういったシステムの管理を行っておるところでございます。また、地域コンテンツ事業につきましては、市の観光協会でありますとか、温泉旅館組合、それから市のＷｅｂ－ＴＶ等々の管理を行っておりまして、ホームページ等も約 80、それからホームページ管理契約を 50 件ほど行っておるところでございます。

それから、受託事業といたしまして、光ネットワーク施設のほうを平成 27 年から平成 31 年度までの 5 年間指定管理事業ということで請け負っておるところでございます。

収支決算の状況につきましてが、2 ページ目のところになります。当期収入合計が 5 億 9,229 万 9,424 円、それから支出の部のほうが当期支出の合計が 5 億 6,301 万 9,520 円。差し引きまして、一番最後の段のほうになりますが、事業活動の収支差額が 2,927 万 9,904 円という形でございまして、減価償却、固定資産除却分が 1,007 万 6,208 円ございまして、当期の正味財産増減額といたしまして 1,020 万 3,696 円という形になっております。

3 ページからにつきましては、収支決算、それから貸借対照表等の資料を添付させていただいておるところでございまして、一番最後のページのほうにございます 29 ページ目でございますが、5 月 17 日に決算の監査をいただいておりまして、佐伯監事、田中監事のほうから、財産及び管理並びに業務執行について適当に処理されているという形で報告をいただいておるところでございます。

以上、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 32　請願第 1 号　熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書

○議長（藏原博敏君）　日程第 32、請願第 1 号「熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

10 番議員、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君）　皆さん、お疲れさまです。

熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書の趣旨の説明を申し上げます。

お手元に配布してありますとおり、請願の趣旨といたしまして、1 番目に被災者生活支援法の支援金の拡充を国に働きかけてください。2 番目として、一部損壊、半壊以上の住宅再

建の支援策を強めてくださいということです。

請願の理由といたしましては、まず団体の概要といたしましては、熊本建築者労働組合阿蘇支部は、130名ぐらいの会員で運営されております。また、平成25年8月には、災害時における応急対策の協力に関する業務協定書を阿蘇市と締結しております。昨年の熊本地震発災後は、災害協定に基づき独自の復旧活動も行っております。また、発災後、被災者にとって必要なものを調査するために現場にて被災者の方々の相談やお困りの声などを直接お聞きし、独自でアンケートを実施しております。アンケートによりますと、住宅を再建したいという考えの方がほとんでありますが、それを踏み出せない理由として、資金不足や高齢者であるなどが多く占められております。それらを踏まえて、少しでも被害者を支援したいという気持ちから、今回の請願に至ったものであります。

議員の皆様におかれましては、請願の趣旨をご理解いただきましてご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、請願第1号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております請願第1号につきましては、所管の常任委員会付託をいたします。

以上で議案の質疑が終わりました。議案となっております議案第40号から議案第51号及び請願第1号につきましては、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午後2時42分　散会